

令和8年8月吉日

PTA会員各位

令和7年度いずみこども園PTA
会長 溝渕 敬之

定期総会の結果報告

平素よりPTA活動に格別のご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。
さて、先日の定期総会（書面開催）の結果を下記のとおりご報告いたします。

記

1. 総会の成立要件について

合計 92名（うち、在園児家庭数 75名、教職員 17名）
回答数 60名（うち、在園児家庭数 57名、教職員 3名）

PTA規約 第十一章第22条の規定により、アンケートフォームの回答数が会員の過半数を超えたため、本総会は成立いたしました。

2. 議案の承認について

議案	承認する	承認しない
(1) 令和8年度PTA役員の承認について	60名	0名
(2) 令和7年度PTA事業報告について	60名	0名
(3) 令和8年度PTA事業計画(案)について	60名	0名
(4) 令和7年度決算報告について	60名	0名
(5) 令和8年度予算(案)について	60名	0名
(6) PTA規約の改定(案)について	59名	1名

PTA規約 第十一章第23条の規定により、すべての議案で承認が過半数を超えたため、すべての議案は可決されました。

3. 総会配布資料

議案(1) 令和8年度PTA役員の承認について

議案(2) 令和7年度PTA事業報告について

令和7年度は、以下の活動を行いました。

①こども園と家庭の連絡

- ・PTAつうしんの発行(10月、3月)
- ・PTA活動に関する各種アンケート実施
- ・すぐーる配信、Bandを使った広報活動
- ・PTA総会の実施(5月)

②園児の教育の後援活動

- ・入園式・修了式での祝辞、当日の手伝い、祝菓の出資(4月、3月)
- ・安全パトロール腕章の配布
- ・いずみふれあいどうぶつえんの主催(12月)
- ・リユースの会(12月)
- ・開園記念コンサートの協賛(2月)
- ・修了記念品の贈呈(3月)
- ・新もも組懇親会

③地域との交流

- ・地域行事への参加(各町内の納涼大会・こども縁日・餅つき大会等)
- ・各町会長への挨拶
- ・賀詞交歓会への参加

④関連会議・研修への出席

- ・いずみこども園運営連絡会(6月、3月)
- ・千代田区立幼稚園・こども園PTA会長会(5月、3月)
- ・東京都公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会(都幼P)理事会(9月、12月、2月)
- ・都幼P親子フェスタ(11月)

⑤運営にかかわる活動、その他

- ・PTA会費の管理、都幼P事業への協力
- ・PTA役員会(打合せ・議事録作成・引継ぎ)
- ・PTA総会の実施
- ・PTA役員の選出
- ・和泉小・こども園と和泉公園整備計画の検討会への出席、会員の意見とりまとめ

議案(3) 令和8年度PTA事業計画(案)について

令和8年度は、以下の活動を行う予定です。

※状況により中止・延期となる可能性があります。

①こども園と家庭の連絡

- ・PTA活動に関する各種アンケート実施
- ・すぐーる配信、Band等を使った広報活動
- ・PTA総会の実施

②園児の教育の後援活動

- ・入園式・修了式での祝辞、当日の手伝い、祝菓の出資
- ・安全パトロール腕章の配布
- ・開園記念コンサートの協賛
- ・修了記念品の贈呈

③地域との交流

- ・地域行事への参加(各町内の納涼大会・こども縁日・餅つき大会等)
- ・各町会長への挨拶
- ・賀詞交歓会への参加

④関連会議・研修への出席

- ・いずみこども園運営連絡会
- ・和泉小学校PTA運営委員会
- ・千代田区立幼稚園・こども園PTA会長会
- ・都幼P親子フェスタ

⑤運営にかかわる活動、その他

- ・PTA会費の管理、都幼P事業への協力
- ・PTA役員会(打合せ・議事録作成・引継ぎ)
- ・PTA総会の実施
- ・PTA役員の選出
- ・和泉小・こども園と和泉公園整備計画の検討会への出席(、会員の意見とりまとめ)

議案(4) 令和7年度決算報告について

2025（令和7）年度いずみこども園PTA 決算報告書

2025(令和7)年4月1日～2026(令和8)年3月31日

1. 収入の部

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	備 考
(101) P T A 会 費	571,200	467,250	PTA会費
(102) 前年度繰越金	980,032	980,032	
(103) 町会賛助金	48,000	48,000	
(104) 雑収入	213	34,166	預金利息432円+734円、+どうぶつ村より返金33,000円
(105) 寄付金	—	0	
(222) 未精算等繰越金	—	0	
合計	1,599,445	1,529,448	

2. 支出の部

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	備 考
(200) 運営費	473,000	263,148	—
201 会議費	10,000	37,103	会議用茶菓代
202 渉外費	110,000	15,000	納涼大会、佐久間町こども縁日、神田消防団祝儀 他
203 事務費	20,000	12,477	事務用品費(文具等)、印刷代
204 研修費	40,000	0	—
205 分担費	30,000	24,080	全国・都幼PTA会費、PTA保険、未収金4,620円含む(来期返金予定)
206 祝賀費	210,000	164,288	入園式・開園記念日・修了式の祝賀費
207 通信運搬費	20,000	10,200	年賀状費
208 慶弔費	10,000	0	—
209 クラス費	23,000	0	貸出絵本購入(行事費)…令和7年度 該当なし
(210) 教育費	455,000	412,693	—
211 行事費	450,000	38,779	修了記念品
		373,914	どうぶつむらレク代+野仲音楽事務所コンサート
212 消耗品費	5,000	0	—
(220) 積立金	98,000	—	—
221 周年行事積立金	50,000	0	当期は未了のため令和8年度に併せて積立る
222 町会賛助金積立金	48,000	0	当期は未了のため令和8年度に併せて積立る
223 こども園建替積立金	0	0	2019年度に園と経費調査した結果、当期繰越金が少なくなった為、積み立てを停止する。
(240) 予備費	573,445	16,960	—
241 予備費	71,445	14,650	
242 手数料	2,000	2,310	振込手数料
243 緊急対策費	500,000	0	
合計	1,599,445	692,801	

3. 残高

1,529,448 円 -692,801 円 = 836,647 円は次年度に繰り越し致します。

4. 積立金総額

1. 周年行事積立金 279,315円 = 278,962円(期首残高) + 353(利子)
2. 町会賛助金積立 1,072,293円 = 1,070,879円(期首残高) + 1,414円(利子)
3. こども園建替積立金 100,014円 = 100,014円(期首残高)

上記の通り、ご報告致します。

令和 8 年 5 月 23 日

会 長 薄利 敬之

監査の結果、正確且つ適正な収支と認めます。

令和 8 年 5 月 29 日

会計監査 稲葉 美里

以上

議案(5) 令和8年度予算(案)について

令和8年4月吉日
いずみこども園PTA

2026(令和8) 年度 いずみこども園PTA予算案

1. 収入の部

項 目	予算額	備 考
(101) P T A 会 費	378,000	園児 75 世帯×350 円× 12 ヶ月 = 315,000 円 教職員 15 世帯×350 円× 12 ヶ月 = 63,000 円
(102) 前年度繰越金	836,647	
(103) 町会賛助金	48,000	近隣9町会(神田和泉町町会、神田佐久間町一丁目町会、神田佐久二平河町会、神田佐久間町三丁目町会、神田佐久間町四丁目町会、東神田三丁目町会、神田練堀町町会、神田松永町町会、岩本町東神田町会連合会)
(104) 雑収入	1,166	前年度踏襲(通帳利子1,166円)
(120) 未収金	4,620	未収金回収
(221) 周年行事積立金	50,000	25周年行事開催(案)の為、積立金より取り崩し予定
合計	1,318,433	

2. 支出の部

項 目	予算額	備 考
(200) 運営費	395,200	—
201 会議費	10,000	諸会議経費
202 渉外費	75,000	諸式典・祭祀い金等 ※神田祭は奇数年開催の為、お神酒代は不要
203 事務費	20,000	事務用品費(文具等)
204 研修費	0	
205 分担費	30,000	全国・都幼PTA会費、PTA保険※うち4,620円はR8年度に返金予定
206 祝葉費	210,000	入園式・修了式・開園記念日の祝葉費
207 通信運搬費	20,000	郵送料、年賀状費、交通費
208 慶弔費	10,000	慶弔に関する諸経費
209 クラス費	20,200	園児 101 名× 200 円= 20,200 円
(210) 教育費	305,000	—
211 行事費	300,000	修了記念品、観劇会、音楽鑑賞会 等
212 消耗品費	5,000	教材、環境整備等
(220) 積立金	98,000	—
221 周年行事積立金	100,000	※令和7年度分50,000円+令和8年度分50,000円
222 町会賛助金積立金	96,000	※町会賛助金(創立年度からの分も含む)を積立として、高額の療養整備費等に充てる。 令和7年度分48,000円+令和8年度分48,000円
223 こども園建替積立金	0	2019年度に園と経費調整した結果当期繰越金が少なくなった為、積み立てを停止する
(240) 予備費	520,233	—
241 予備費	118,233	PTA預かり保育料等
242 手数料	2,000	
243 緊急対策費	400,000	
合計	1,318,433	

以上

議案(6) PTA規約の改定(案)について

次の「千代田区立いずみこども園PTA規約 新旧対照表」及び「千代田区立いずみこども園PTA規約(案)」のとおり、PTA規約を改定したいと考えております。
(次頁へ続きます。)

千代田区立いずみこども園PTA規約 新旧対照表

現行（2024年5月27日改正施行）	改正案	改正理由
第一章 名称 第1条 本会は千代田区立いずみこども園PTAと称し、所在地を東京都千代田区神田和泉町1番地におく。	第一章 名称 第1条 本会は千代田区立いずみこども園PTAと称し、所在地を東京都千代田区神田和泉町1番地に置く。	記載整備。
第三章 事業 第3条 本会は目的を達成する為、次の事業を行う。 1. こども園の教育活動に対する助成。 2. 会員相互の研修と親睦。 3. その他本会の目的達成に必要な事項。 第4条 本会は第3条の事業を円滑に行う為、事業部を設置する事ができる。	第三章 事業 第3条 本会は目的を達成するため、次の事業を行う。 1. こども園の教育活動に対する助成。 2. 会員相互の研修と親睦。 3. その他本会の目的達成に必要な事項。 第4条 本会は第3条の事業を円滑に行うため、事業部を設置することができる。	記載整備。
第四章 会員 第6条 本会の会員は、現在千代田区立いずみこども園の園児の保護者と教職員をもって組織する。 第7条 会員は、第2条目的達成の為、協力しなければならない。	第四章 会員 第6条 本会の会員は、千代田区立いずみこども園の園児の保護者と教職員をもって組織する。 第7条 会員は、第2条の目的達成のため、相互に協力するよう努めるものとする。	記載整備及び任意加入団体であることを踏まえ、表現を見直した。
（新設）	第五章 個人情報 第9条 本会が業務上知り得た会員の個人情報は、第2条の目的以外に使用してはならない。また、適切かつ安全に管理し、本人の同意なく第三者に提供してはならない。 （以降、章番号、条番号繰り下げ）	個人情報保護の観点から追加した。
第五章 役員 第9条 本会に次の役員をおき任期は1年とする。但し、再任を妨げない。 <u>会長1名 副会長5名（内教職員側1名） 会計3名（内教職員側1名） 書記3名（内教職員側1名）</u>	第六章 役員 第10条 本会に次の役員を置く。 1. 会長 1名 2. 副会長、会計、書記、その他必要な役職 各若干名 ただし、副会長、会計、書記、その他必要な役職の	保護者の負担軽減のため、柔軟に役員の人数や構成を変更できるようにするため。

	人数及び構成は、<u>毎年度の会員数及び運営状況を勘案し、役員会の議を経て変更することができる。</u> 3. <u>役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。</u>	
第六章 会費 第10条 本会の会費は、<u>園児数・教職員数月額350円</u>とする。 第11条 本会の会費は、年度始めに<u>一年度分</u>を一括して納付するものとする。途中入園（入会）時・教職員の復職時は、在籍当月より同様に納付するものとする。 第12条 会員の会費は事情により、<u>PTA役員会をもって、減免</u>することができる。	第七章 会費 第11条 本会の会費は、<u>1世帯につき月額350円、教職員は1人につき月額350円</u>とする。 第12条 本会の会費は、年度始めに<u>当該年度分</u>を一括して納付するものとする。途中入園（入会）時及び教職員の復職時は、在籍当月分から月割りで納付するものとする。 第13条 会員の会費は、<u>事情により、役員会の議決により減免</u>することができる。	記載整備及び兄弟姉妹が同時に在園する世帯の負担軽減のため。
第七章 会計 第15条 会務遂行の<u>為</u>に必要な経費は、会員の納付する会費と寄付金、その他をもってあてる。	第八章 会計 第16条 会務遂行の<u>ため</u>に必要な経費は、会員の納付する会費と寄付金、その他をもってあてる。	記載整備。
第八章 会計監査 第16条 会計監査（若干名）は役員会の推薦で決定する。<u>各役員は他の役員及び部員、会計監査を兼ねることはできない。</u>	第九章 会計監査 第17条 会計監査（若干名）は役員会の推薦により決定する。<u>役員及び部員は、会計監査を兼ねることはできない。</u>	記載整備。
第九章 顧問・相談役 第17条 本会は若干名の顧問・相談役を<u>おく</u>ことができる。この選任は、会長が推薦し承認を得る。	第十章 顧問・相談役 第18条 本会は若干名の顧問・相談役を<u>置く</u>ことができる。この選任は、会長が推薦し、<u>役員会の承認</u>を得る。	記載整備。
第十章 役員の選任 第18条 役員の選出は次の通りである。 1. <u>次年度、PTA役員の選出について、原則として年度末または年度始めクラス毎に協議する場を設け、以下のPTA役員を選出する。役員は12名とし教職員側3名の選出は園に一任する。</u> <u>0歳児クラス……1名 1歳児クラス……1名</u> <u>2歳児クラス……1名 3歳児クラス……2名</u>	第十一章 役員の選任 第19条 役員の選出は次の通りである。 1. <u>年度末または年度始めに次年度に必要な人数の役員を選出する。役員の選出人数は、第10条に基づき、毎年度の状況に応じて役員会がこれを定める。教職員側の選出は園に一任する。</u> 2. <u>役員の役職は、役員間の互選とする。</u> 3. <u>役員選出は、総会において承認を得て決定す</u>	第10条（旧第9条）の改正にあわせ、実状にあわせた記載とするため。

4歳児クラス……2名 5歳児クラス……2名 計9名 2. 役員の役職については、会長は原則として4歳児クラスからとし、他については役員間の互選とする。ただし、会長に立候補する者がいる場合、その限りではない。 3. 会長は副会長を指名することができる。 4. 役員選出は、年度始め総会において承認を得て決定する。 5. 例外として、既にPTA役員を経験した者は、以後の役員就任を辞退することができる。上記は兄弟姉妹の園児いずれのPTA役員についても適応され、世帯から1名経験者があれば認められる。	る。	
第十一章 総会 第20条 本会の総会は毎年1回年度始めに<u>年度末総会・年度始め総会</u>を開催するものとするが、<u>役員が必要とみなす場合は、会長が臨時総会を招集する</u>ことができる。 第22条 総会は次の事項を審議決定する。 1. <u>年度末総会・前年度事業報告・前年度決算報告</u> 2. <u>年度始め総会・新役員の紹介・年度計画・年度予算</u> 3. <u>その他の事項に関する審議並びに承認</u> 第23条 議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長（<u>第25条1</u>）がこれを決する。 第24条 総会開催が難しいと思われる年は、総会資料（<u>第21条</u>）を会員に配布し、書面やメール等総会資料に定める方法にて承認の有無を得る<u>事が出来る</u>。	第十二章 総会 第21条 本会の総会は毎年1回年度始めに総会を開催するものとするが、<u>会長が必要とみなす場合は、臨時総会を招集すること</u>ができる。 第22条 総会は次の事項を審議し、決定する。 1. 前年度事業報告・前年度決算報告 2. 新役員の<u>選出</u>・年度計画・年度予算 3. その他<u>必要な事項</u> 第24条 議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長（<u>第26条第1号</u>）がこれを決する。 第25条 総会の開催が困難な場合は、総会資料を会員に配布し、書面やメール等総会資料に定める方法にて承認の有無を得る<u>ことができる</u>。	総会の開催方法及び議決事項を実態にあわせて整理するため。
第十四章 役員会 第27条 役員会は会長・副会長・会計・書記を以て構成され総会につぐ議決機関であり、総会の議決	第十五章 役員会 第28条 役員会は会長・副会長・会計・書記をもつて構成され、総会に次ぐ議決機関であり、総会の議	記載整備。

に基づいて本会の事務を運営し、必要に応じて緊急事項を審議決定する。	決に基づいて本会の事務を運営し、必要に応じて緊急事項を審議し、決定する。	
第十五章 事業部 第28条 その年度のPTA年間事業に応じて必要と思われる部をつくり、部員は役員と協力し事業が円滑に行われるよう <u>務める</u> 。 第29条 事業部が発足した時は、その代表として各クラスの <u>PTA</u> 役員がその任務につく。	第十六章 事業部 第29条 その年度のPTA年間事業に応じて必要と思われる部をつくり、部員は役員と協力し事業が円滑に行われるよう <u>努める</u> 。 第30条 事業部が発足した時は、その代表として各クラスの役員がその任務につく。	記載整備。
第十七章 規約の改正 第31条 本規約は総会の議決によらなければ改正する <u>事</u> ができない。	第十八章 規約の改正 第32条 本規約は総会の議決によらなければ改正する <u>こと</u> ができない。	記載整備。
附則 本規約は令和3年5月7日より一部改正施行する。 本規約は令和5年5月1日より一部改正施行する。 本規約は令和6年5月27日より一部改正施行する。	附則 本規約は令和3年5月7日より一部改正施行する。 本規約は令和5年5月1日より一部改正施行する。 本規約は令和6年5月27日より一部改正施行する。 <u>本規約は令和8年〇月〇日より一部改正施行する。</u>	改正施行に伴う変更。

千代田区立いずみこども園PTA規約(案)

第一章 名称

第1条 本会は千代田区立いずみこども園PTAと称し、所在地を東京都千代田区神田和泉町1番地に置く。

第二章 目的

第2条 本会はこども園と家庭との連絡をはかり、園児の教育を後援するとともに会員相互の理解と親睦を深め、教養を高めることを目的とする。

第三章 事業

第3条 本会は目的を達成するため、次の事業を行う。

1. こども園の教育活動に対する助成。
2. 会員相互の研修と親睦。
3. その他本会の目的達成に必要な事項。

第4条 本会は第3条の事業を円滑に行うため、事業部を設置することができる。

第5条 本会の設立年月日は、2002年(平成14年)4月1日とする。

第四章 会員

第6条 本会の会員は、千代田区立いずみこども園の園児の保護者と教職員をもって組織する。

第7条 会員は、第2条の目的達成のため、相互に協力するよう努めるものとする。

第8条 会員は会費を納めるものとする。

第五章 個人情報

第9条 本会が業務上知り得た会員の個人情報は、第2条の目的以外に使用してはならない。また、適切かつ安全に管理し、本人の同意なく第三者に提供してはならない。

第六章 役員

第10条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長、会計、書記、その他必要な役職 各若干名
ただし、副会長、会計、書記、その他必要な役職の人数及び構成は、毎年度の会員数及び運営状況を勘案し、役員会の議を経て変更することができる。
3. 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第七章 会費

第11条 本会の会費は、1世帯につき月額350円、教職員は1人につき月額350円とする。

第12条 本会の会費は、年度始めに当該年度分を一括して納付するものとする。途中入園(入会)時及び教職員の復職時は、在籍当月分から月割りで納付するものとする。

第13条 会員の会費は、事情により、役員会の議決により減免することができる。

第14条 本会の会費は、次の条件に該当する場合、翌月分以降を返金する。

1. 教職員の産・育児休業期間中

第八章 会計

第15条 本会の会計は4月1日に始まり、翌年3月31日までとし、会計監査を経て総会に報告されなければならない。

第16条 会務遂行のために必要な経費は、会員の納付する会費と寄付金、その他をもってあてる。

第九章 会計監査

第17条 会計監査(若干名)は役員会の推薦により決定する。役員及び部員は、会計監査を兼ねることはできない。

第十章 顧問・相談役

第18条 本会は若干名の顧問・相談役を置くことができる。この選任は、会長が推薦し、役員会の承認を得る。

第十一章 役員の選任

第19条 役員の選出は次の通りである。

1. 年度末または年度始めに次年度に必要な人数の役員を選出する。役員を選出人数は、第10条に基づき、毎年度の状況に応じて役員会がこれを定める。教職員側の選出は園に一任する。
2. 役員の役職は、役員間の互選とする。
3. 役員選出は、総会において承認を得て決定する。

第十二章 総会

第20条 総会は本会の最高議決機関である。

第21条 本会の総会は毎年1回年度始めに総会を開催するものとするが、会長が必要とみなす場合は、臨時総会を招集することができる。

第22条 総会は次の事項を審議し、決定する。

1. 前年度事業報告・前年度決算報告
2. 新役員の選出・年度計画・年度予算
3. その他必要な事項

第23条 総会は会員の過半数(委任状による参加も含む)をもって成立する。

第24条 議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長(第26条第1号)がこれを決する。

第25条 総会の開催が困難な場合は、総会資料を会員に配布し、書面やメール等総会資料に定める方法にて承認の有無を得ることができる。

第十三章 役員の任務

第26条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会議の議長となり会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事ある場合は代理を務める。
3. 会計は会計事務を処理する。
4. 書記は総会並びに役員会、その他の議事を記録し資料を保管する。

第十四章 保育

第27条 役員が第3条で規定された事業を実施する場合に限り、役員の子の保育について、次のサービスを利用できるものとする。その費用については、各年度のPTA会費から支出するものとする。

1. いずみこどもプラザにおける拡大型一時預かり保育
2. こども園の預かり保育
3. あい・ぽーと

第十五章 役員会

第28条 役員会は会長・副会長・会計・書記をもって構成され、総会に次ぐ議決機関であり、総会の議決に基づいて本会の事務を運営し、必要に応じて緊急事項を審議し、決定する。

第十六章 事業部

第29条 その年度のPTA年間事業に応じて必要と思われる部をつくり、部員は役員と協力し事業が円滑に行われるよう努める。

第30条 事業部が発足した時は、その代表として各クラスの役員がその任務につく。

第十七章 慶弔

第31条 慶弔費について以下のとおりとする。本人とはPTA加入の職員のことをいう。

1. 結婚祝金 対象:本人のみ、金額:5,000円
2. 出産祝金 なし。

3. 弔慰金 対象:本人／一親等、金額:3,000円

第十八章 規約の改正

第32条 本規約は総会の議決によらなければ改正することができない。

附則

本規約は令和3年5月7日より一部改正施行する。

本規約は令和5年5月1日より一部改正施行する。

本規約は令和6年5月27日より一部改正施行する。

本規約は令和8年〇月〇日より一部改正施行する。